

(仮称)市民活動交流センター条例の制定等の素案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	(仮称)市民活動交流センター条例の制定等
政策等の案の公表の日	平成26年12月10日(水)
意見提出期間	平成26年12月10日(水)から 平成27年1月8日(木)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布 (市内公共施設、ホームページ、地域政策課窓口)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	25件(6人)
インターネット	3人
ファクシミリ	2人
郵送	0人
直接持参	1人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

総括表

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	1
C	今後の検討のために参考とするもの	11
D	その他(質問など)	13

## 具体的な内容

### (1) 基本的事項に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	名称は現在の「市民活動サポートセンター」のままにすべき。	C	新しいセンターは、市民活動サポートセンターの機能を引き継ぐほか、多様な主体間の交流促進も重要な役割となるので、それに相応する名称とすることが望ましいと考えます。

### (2) 指定管理者による管理に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	指定管理者は、多機能・関係課が複数あることへの対応力を備えているべき。	D	指定管理者を決定する過程において、指定管理者が行う事業や果たすべき役割を明示するので、それらに十分対応できる団体等から申請があるものと考えます。また、その団体等が確実に対応できるかの判断は、市の附属機関である指定候補者選定委員会が行います。

### (3) 休館日及び開館時間に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	他の公共施設の休館日は12月28日から1月3日までが多い。館内の清掃も必要かと思うので開館は12月27日までとすべき。	C	休館日及び開館時間は、現在の市民会館等の運用や新しいセンターの運営に係る経費を勘案して設定しています。なお、週一回の休館日を活用し、施設に必要なメンテナンス等を行う予定です。
2	経費はかかるかもしれないが、駅から近く利便性が高いので、休館日は年末年始以外設けるべきでない。	C	

### (4) 使用の手続きに関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	供用開始直後に利用する場合の事前予約の方法、及びその周知はどうするのか。	D	会議室及び活動エリアの予約は、供用開始に向けて事前に受け付ける予定です。詳細が決まり次第、市ホームページや広報紙等のほか、既存施設でも周知します。

2	誰が何をするのか管理できずトラブルの恐れがあるので、活動エリアの未登録団体及び個人の利用には反対である。交流エリアまでとすべき。	B	活動エリアを使用するには指定管理者の許可が必要になり、これは当日使用する未登録団体や個人にも適用されるので、使用者の情報や使用目的は、登録団体と同じように使用許可申請書において明示していただきます。
3	サークルや団体に所属していなくても、一人で施設を利用できるのか。	D	禁止事項に反しない限り、誰でも入館し、展示物等を自由にご覧いただけます。会議室(要申請)と交流エリアは個人利用が可能です。活動エリアは当日空いていれば個人でも利用できます(要申請)。

#### (5)利用料金に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	市民活動サポートセンターは無料で利用できるが、新しい施設では有料となるのか。	D	市民活動サポートセンターをご利用いただいていた方々の活動は、無料の市民活動プラザで行っていただくと考えます。
2	会議室の利用料金はいくらを想定しているのか。他の施設(生涯学習センター、地域センター等)の料金の同等以下を希望する。	C	会議室の利用料金は、受益と負担の適正化の観点や近隣の類似施設の料金などを総合的に勘案して設定するため、市内の公共施設の料金だけを基準に考えることはしません。
3	国が定めた「障害者基本法」では、第二十四条において「国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。」と定められており、新しいセンターにおいても、法のもとに、障害者及び障害者団体が利用する際には、会議室、ロッカーの使用料の減免を図るべき。	C	障害者基本法第二十四条における、公共的施設の利用料等の減免については、地方公共団体が策定する障がい者に関する計画等やそれぞれの施設の設置目的を総合的に判断して行うべきであると考えます。本市では、障がい者への財政的な支援策として、複数の手当・助成制度を整備しています。また、会議室はこれまでの市民会館と同様に、企業や各種団体等が様々な用途で使用できるものであり、市民活動団体や障がい者なども含め利用者に対する利用料金の減免は行わない予定です。ロッカーについても様々な分野の登録団体が平等に使用できるものであることから、特定の団体に対する利用料金の減免は行わない予定です。

4	市民活動プラザは、無料で市民に開放すべきである。印刷機等の使用は、現在の市民活動サポートセンターと同じように有料とし、また、会議室は部屋の広さに応じた利用料金で構わないが、できる限り低額とし、登録団体には一定の減免措置を図るべき。	C	市民活動プラザは無料でお使いいただけるオープンな空間です。また、印刷機等の使用も有料とします。会議室は、現在の市民会館本館の中小会議室機能を配置するもので、これまでと同様、企業や各種団体など様々なお立場の方に、多様な目的で使っていただく場であり、受益者負担の観点も踏まえ、使用される方によって利用料金に差を設けることは考えていません。
---	---	---	---

(6)登録制度に関すること

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	「公益性の高い活動を行う団体」とは具体的にどのような団体をいうのか。例えば、任意のスポーツ団体(仲間組織されたバスケットボールチーム等)が会議を行うために登録するのは可能なのか。	D	例示にある団体が自分たちだけでスポーツを楽しむのに留まらず、不特定多数のものに役立つ活動を行うのであれば、公益性の高い活動を行う団体であると考えます。 なお、登録制度に関する政策案を変更しました。(「4 提出意見と関係なく変更した点」の4をご参照ください。)
2	個人では登録できないのか。	D	登録は団体のみですが、交流エリアはどなたでも利用でき、また、活動エリアが当日空いている場合は個人でも利用できます。

(7)その他

	意見の内容(要旨)	区分	市の考え方(政策案との差異を含む。)
1	条例文を見せてほしい。	D	条例は市議会3月定例会での上程を予定しているため、その際にご覧いただけます。
2	各会議室、活動エリアの収容人数を教えてください。	D	設置する備品にもよるため、会議室及び活動エリアの収容人数は、現在、検討中です。
3	活動エリアはオープンスペースになっているが、ローパーテーション等の仕切りをつけるべき。	C	活動エリアには可動式のパーテーションを準備する予定です。

4	現在の4つの施設が集約されるに伴って、担当課が横断するが、上手く運営出来るか。	D	新しいセンターは地域政策課が所管する施設であり、指定管理者制度を活用するとともに関係課と連携を図りながら、運営を行ってまいります。
5	6つの機能があるそうだが、機能不全にならずに全てできるのか。	D	新しいセンターには6つの機能（拠点、相談・支援、協働支援、学習・体験、交流・コーディネート、情報の集約・発信）を置き、それぞれの機能を果たすため、集約する施設で行っていた事業を継承するとともに、着実に新しい事業を展開していきたいと考えます。
6	他の施設(生涯学習センター、地域センター等)とのすみわけは明確になるか。	D	新しいセンターをはじめ、どの公共施設にも条例等で規定された設置目的がありますので、その目的を達成するための管理運営を行うことにより、すみわけられると考えます。
7	活動エリアはオープンスペースであるが、プライバシーや騒音の問題は解消されるのか。	D	活動エリアでは、パーティションの活用や、使う方同士でルールやマナーを守る環境を整えることにより、打合せ等は問題なく行っていただけるものと考えます。団体の総会など、個室が望ましい場合は有料の会議室をお使いいただけます。
8	給湯室への茶器の設置と、飲料や食べ物の自動販売機の設置をお願いしたい。	C	現在、給湯室の茶器や自動販売機の設置については検討中です。
9	ワード、エクセルができる貸出用パソコン数台とプリンターの設置をお願いしたい。	C	現在、貸出用パソコンとプリンターの設置については検討中です。
10	インターネット(メール含む)が利用できるパソコンを設置してほしい。	C	
11	貸出用備品として、演台、ホワイトボード、テレビ、CDラジカセ、プロジェクター、マイク等を備えてほしい。	C	現在、貸出用の備品については検討中ですが、集約する施設の利用者アンケートや、他施設の備品を参考に基本的なものは整備する予定です。
12	市民活動の定義とは何か。	D	本市における市民活動の定義は、小田原市市民活動推進条例第2条第1項において、「市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益の

		<p>増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動 (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動 (3) 特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になるうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動」と定めています。</p>
--	--	---

#### 4 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	(仮称)市民活動交流センターの名称をおだわら市民交流センターとします。	新しいセンターは、市民活動に限らず、多様な主体が連携・交流を行う施設であることから、名称をおだわら市民交流センターとします。
2	施設の設置目的を、市民の多様な活動を支援し、交流を促進することにより、もって市民の福祉の増進を図るためとします。	新しいセンターでは、市民活動に限らず、市民の様々な活動を支援していくことから、設置目的の表現を変更します。
3	施設の所在地を小田原市栄町一丁目1番27号とします。	小田原市栄町一丁目637番4外を住居表示による表し方にします。
4	公益性の高い活動を行う団体という、登録制度の基準は定めないこととします。	公益性の高い活動を行う団体という基準は設けず、規則で定める公益的な活動に関する書類の提出等により団体登録ができることとします。